

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）（案）
都市計画大崎駅東口第４西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		大崎駅東口第４西地区第一種市街地再開発事業				
施 行 区 域 面 積		約２．０ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	主要幹線街路３１７号線	別に都市計画に定めるとおり。		既設（再整備）
		区画道路	区画道路１号	幅員 １０m、延長 約２５０m		新設
		区画道路	特別区道Ⅱ-５８-①号	幅員 １～５m〔５m〕、延長 約７０m		既設（拡幅整備）
		区画道路	特別区道Ⅱ-５６号	幅員 ４m、延長 約７０m		既設（表層整備）
		区画道路	特別区道Ⅱ-２４-③号	幅員 ６．５m〔１３m〕、延長 約４m		既設
		特殊道路	歩行者専用道路	幅員 ４m、延長 約８０m		新設
	公 園	公園	公園１号	面積 約５８０㎡		新設
建 築 物 の 整 備	街区番号	建 築 面 積	延べ面積〔容積対象面積〕	主要用途	高さの制限	備 考
	１	約３，４６０㎡	約４７，２００㎡ 〔約３９，２６０㎡〕	事務所、店舗等	１００m	高さの基準点は T.P.+3.6mとする。
	２	約３，６１０㎡	約５９，０００㎡ 〔約４１，８５０㎡〕	住宅、店舗等	１４０m	高さの基準点は T.P.+3.3mとする。
	３	約１，５５０㎡	約７，４５０㎡ 〔約６，０００㎡〕	事務所等	３５m	高さの基準点は T.P.+3.8mとする。
建築敷地の 整 備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	１	約５，２３０㎡	・大崎駅から周辺地域への安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、デッキレベルの歩行者通路を整備する。 ・デッキレベルや地上レベルに広場を整備し、にぎわいと憩いの空間を確保する。 ・道路境界及び敷地境界より建物を後退させ、安全で快適な歩行者空間を確保する。			
	２	約６，０００㎡				
	３	約２，６４０㎡				

住 宅 建 設 の 目 標	戸数	面積	備考
	約 5 2 0 戸	約 5 7, 1 0 0 m ²	共用部分（駐車場含む）を含む。
参 考	地区計画区域内にあり。		

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、大崎駅東口の更なる拠点性の向上及び個性豊かな魅力を発信し続ける複合市街地の形成、歩行者ネットワークの強化による回遊性向上及び広場等の整備によるにぎわい創出を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。